

## 避難用住宅の提供打ち切り撤回と、 避難用住宅の長期無償提供を求める署名

内閣総理大臣 殿  
内閣府特命担当大臣 殿  
福島県知事 殿  
福島原発事故避難者受入都道府県知事 殿

国と福島県は、応急仮設住宅（公営住宅等を利用した「みなし仮設住宅」を含む。以下同様。）の提供を2017（平成29）年3月末で打ち切る方針を示しました。応急仮設住宅は無償で提供される避難用住宅であり、避難区域以外からの避難者一般に対するほぼ唯一の支援策となっています。一方、母子避難による生活費増、失業、賠償打ち切り等のため避難世帯の困窮は深刻化しています。応急仮設住宅が打ち切られれば、多くの避難者が経済的な理由で避難をあきらめなければならず、望まない帰還を余儀なくされる避難者が続出し、社会的混乱を生じかねません。

私たちは、生活空間を放射能で汚染され、被ばくから子どもや家族を守るため、避難を余儀なくされました。しかし、原発事故は、いまだ収束していません。放射性物質の発する放射線は微量であっても人間の健康に悪影響を及ぼしかねないものですが、避難元における放射能汚染の状況は他の地域と大きく異なり、原状回復には程遠いです。被ばくを避け、原状に回復するまで避難を続けたいという避難者の願いを無視し、行政の都合で帰還を強制することは許されません。

私たち避難者が一貫して求めてきたものは、長期無償の避難住宅です。いま、避難を続けるためには、打ち切りを撤回する以外の方法はありません。よって、私たちは

**国、福島県等の被害自治体及び避難者受入れ自治体に対し、原発事故による避難者について、以下の施策を実行するよう求めます。**

- （1）応急仮設住宅の供与の打ち切りを撤回すること
- （2）全ての原発事故避難者に対し、みなし仮設住宅等の避難用住宅を無償で長期間提供することを確約し、実行すること
- （3）建設型（プレハブ）仮設住宅からみなし仮設住宅への移転や、みなし仮設住宅間での移転など、生活状況に合わせて、他の応急仮設住宅への転居を柔軟に認めること
- （4）汚染地域からの新規避難者に対する避難用住宅の無償提供を再開すること
- （5）避難者の意思に反した「帰還」の推進をやめ、（2）等の具体的施策を明記した新規の総合的支援立法の制定（自治体にあっては制定への働きかけ）をすること。

名 前	住 所（「〃」で住所を省略しないでください）

集約団体〒115-0045 東京都北区赤羽 2-62-3 マザーシップ司法書士法人内 ひなん生活をまもる会

FAX 03-3598-0445（問合せ電話 03-3598-0444 担当事務局/後関・桑原）

1次集約2015年11月末日、2次集約2016年1月末日です。出来る限り1次集約期限までの送付をお願いします。

**2015年前半の署名にご協力頂いた方も是非、今回の新たな署名にご協力をお願いします。**

\* 署名簿は上記集約団体あてに郵送またはFAXで送ってください。用紙はコピー可です。

\* 避難者や被害住民の方だけでなく、一般の方にも呼びかけ、署名をお願いします

\* 署名の記載事項は、宛先に提出する以外の目的には使用しません

\* 避難住宅問題に関する最新の情報やQ&Aは右のQRコード（避難住宅打ち切り問題HP）からご覧ください

